

定期監査の結果に基づく措置通知書

監査対象部局 榎法華支所

函館市監査事務局

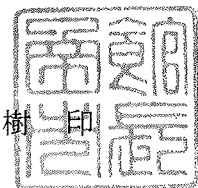


函 椴 地
平成30年4月25日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工藤 壽樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	椴法華支所		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他（ ）		
監査等実施期間	平成29年10月4日～平成29年12月25日	講評日	平成29年12月28日
調査対象事項名	支出事務 椴法華地区送迎サービス事業費について		
指摘事項 意見・要望事項			
<p>(1) 指摘事項</p> <p>ア 支出事務（椴法華地区送迎サービス事業費）</p> <p>業務委託における業者の選定は、函館市事務専決および代決規程（平成5年訓令第2号）により財務部調度課の個別専決事項とされ、同課が定める入札・契約事務の手引きにおいて、法令等の規定による委託など一部の例外を除いては同課への回付を要するとされているところ、当該例外事項に該当しないにもかかわらず、回付をせずに椴法華支所にて業者選定を行っていたことから、規程等に則った適正な事務の執行を図られたい。</p> <p>また、当該業務における送迎用車両については、自動車使用貸借契約に基づき市から受託者に貸与しているが、当該契約期間は業務委託契約の期間を超えて締結していたことから、業務委託契約と同期間とし、整合を図られたい。</p>			
措置内容、対応・考え方			
<p>○ 「椴法華地区送迎サービス事業費」における当該業務委託の業者選定につきましては、平成30年度分から「入札・契約事務の手引き」の取扱いに従い、財務部調度課に回付し事務の改善を図ったところでございます。</p> <p>また、当該業務委託に附帯する送迎用車両に係る自動車使用貸借契約の期間につきましても、契約期間を業務委託の期間と同期間とする内容に見直すことにより、これら2つの契約の間において齟齬が生じないように改定し、平成30年3月1日付けで変更契約を締結したところでございます。</p> <p>なお、以降の期間につきましては4月1日から翌年3月31日までの単年度契約を締結し、期間の整合を図りました。</p>			